



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



「わっしょい！」威勢のいいかけ声とともに神輿が町内を練り歩きました

2017. 8
No. 137

第2回定例会報告	P 2～3
一般質問	P 4～16
議会日誌	P 16

第2回 定例会 報告

平成29年度各会計補正予算等を審議する第2回定例会は、6月12日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。

6月19日に再開し、3名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、6月22日閉会しました。

審議した案件

議案第1号から議案第14号までの14件は原案可決、議案第15号から議案第23号までの9件は同意議決、諮問第1号は適任議決、意見案第1号から第3号までは原案可決となりました。

《予算》

○平成29年度岩内町一般会計補正予算
円山リゾートエリア再生可能エネルギー転換促進調査業務委託料約2千9百万円及びなまこ等増養殖実証事業費補助金約千7百万円などを追加補正しました。

○平成29年度岩内町国民健康保険特別会計補正予算
社会保険料約35万円を追加補正しました。

○平成29年度岩内町介護保険特別会計補正予算
社会保険料約40万円を追加補正しました。

○平成29年度岩内町水道事業会計補正予算
臨時職員に係る法定福利費約20万円を追加補正しました。

《条例改正》

○過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例設定について
過疎地域自立促進特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町医療費助成条例の一部を改正する条例設定について
対象者が負担する一部負担金を規則で定めるため、所要の改正をしました。

○岩内港の臨港地区の区分における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例設定について
臨港地区の変更に伴い、臨港地区の定義について、所要の改正をしました。

《その他》

○岩内町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、岩内町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更しました。

○辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を一部変更しました。

○財産の取得について
除雪建設機械（ロータリ除雪車）を3千9百85万2千円で取得しました。

○工事請負契約の締結について
東山団地6号棟外壁等改修工事に係る工事請負契約をすることを決めました。

○工事請負契約の締結について
岩内町役場庁舎等原子力放射線防護対策建築主体工事に係る工事請負契約をすることを決めました。

○工事請負契約の締結について
岩内町役場庁舎等原子力放射線防護対策電気設備工事に係る工事請負契約をすることを決めました。

○工事請負契約の締結について
岩内町役場庁舎等原子力放射線防護対策機械設備工事に係る工事請負契約をすることを決めました。

農業委員会委員 人権擁護委員 <9名> 決まる!

《人事》

○岩内町農業委員会委員の任命同意

金沢 志津夫氏、北井 眞弓氏、櫻井 利通氏、志賀浦 久氏、品田 悟氏、長谷川 剛氏、長谷川 良三氏、本間 憲雄氏、若林 善廣氏の9名の任命に同意しました。

○人権擁護委員候補者の推せん

佐々木 義明氏を推せんしました。

審議した意見書

○全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書

原案可決

○林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

原案可決

○学校給食の拡充・無料化を求める意見書

原案可決

意見書は、それぞれ関係省庁に送付しました。

全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書

アイヌの人たちは、特に明治以降、政府が進めた政策によって、アイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が大きな打撃を受け、差別と困窮を余儀なくされてきたという歴史があります。

平成20年の衆参両院における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の全会一致での可決を受け、政府は、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、有識者の意見を踏まえ、さらさらのアイヌ政策をさらに推進し、さまざまな施策に取り組んできたところであり、アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、この観点からもさらさらの施策を具体化する必要があります。

こうしたことから、これまでの歴史的経緯や、今後、アイヌ政策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ政策を、北海道のほか、全国を対象に推進していく根拠となる法律の検討を進め、早期に制定するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成29年6月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
法務大臣
外務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

岩内町議会
議長 永井 明

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、生産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育て、伐つて使つて、また植える」といった森林資源の循環利用を進める森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。

このような中、北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところであり、また、国では市町村主体の新たな森林整備を進める財源として「森林環境税(仮称)」の創設に向けた検討を進めています。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域特性に応じた森林の整備を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用を進めるための林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望いたします。

記

1. 市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、「森林環境税(仮称)」を早期に創設すること。税制度の創設に当たっては、都道府県の積極的なかわりのもと、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすること。
2. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
3. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通・利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成29年6月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
復興大臣

岩内町議会
議長 永井 明

学校給食の拡充・無料化を求める意見書

文部科学省の調査によれば、平成27年度現在の国公立学校の完全給食実施率は、小学校99.1%、中学校88.1%、特別支援学校89.5%、夜間定時制高校77.5%となっています。

学校給食は、1989(明治22)年に山形県の小学校で貧困児童を対象に提供したのが始まりとされています。戦時中は食糧不足が顕著となり、中断されましたが、1947(昭和22)年に再開され、今日に至っています。

この間、学校給食に対する国民の関心は強く、自治体の積極的な取り組みと相まって小学校ではほぼ100%の実施率に到達しようとしています。同時に人件費、消費税、材料費の高騰などの要因によって自治体財政を圧迫するなどの矛盾が生じています。

しかし、そういう中であつてもこの数年、自治体の努力による給食費無料(無償)化が進んできています。新聞報道によれば、2016(平成28)年12月現在無償化は少なくとも55市町村に及んでいて報道されています。この背景には学校給食の教育的効果もさることながら、子どもへの貧困の広がりがあるのとれた温かく美味しい給食を、家庭の経済状況にかかわらず提供することは、子どもへの健全な成長のために非常に重要です。同時に無料化は自治体の財政を圧迫することから実施に踏み切れない市町村も少なくありません。

一方、2016(平成28)年3月の内閣府・経済財政諮問会議において、子ども・子育て世帯の支援拡充として給食費の無料化が打ち出されました。いまま、学校給食費の無料化は教育的効果と貧困への対応策と両方だけではないで、子育て支援とまちづくりの柱に位置づけられたといつても過言ではありません。

よって、政府におかれては、こうした状況に鑑み、学校給食の中学校などの拡充と合わせ、学校給食費の無料化を早期に実現されるよう強く求めるとともに、財源の確保に努め、自治体に対し財政支援を検討するよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成29年6月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣

岩内町議会
議長 永井 明

一般質問 (要約)

6月19日、20日 3名の議員による一般質問が行われました。

大石 美 雪 議員 (日本共産党議員団)

北電の新規制基準への

対応姿勢と電気不足との

主張について



■質問■

北電は、道内で使用される4割を泊原発で発電したが、今は、7割以上を火力発電や他社からの購入によると説明。

また、これらの経費の増大を理由に、2度の電気料金の値上げを実施し、問題解決には泊原発の再稼働が必要と説明をしている。

1. 再稼働の理由が電力が不足するためから、燃料費や購入電力の増加を抑えるためにと変わってきているが町としての泊原発の再稼働の必要性は。

北電は、石狩湾新港発電所の稼働する予定を2号機は2023年12月から2026年12月へ3年延期、3号機は2028年12月から2030年12月へ2年延期した。

2. 町は、計画の延期の要因をどのように考えるのか。

また、泊原発の発電量を補い道民の電力不足を解消するためのLNG計画ではないのか。

3. LNG1号・2号が稼働した場合の「年電力供給予備率、夏冬電力供給予備率」の推計は20%を超え将来はあり余るのでは。

4. 石狩のLNGだけで泊原発の85%の電力が賄われ、再生可能エネルギーの増大により危険な原発を動かす選択肢を選ばないよう町として北電に進言すべきでは。

また、泊原発の再稼働など必要ないと思うが所見を伺う。

5. 2017年3月10日の審査会合で、北電の主張に対し規制委員会はどのような指摘をし再調査を求めたのか。

また、町はこの指摘をどのように受け止めたのか。

6. 規制委員会は活断層の存在を認め、調査を求めたことは泊発電所の設置基準をもそもが問われるのでは。

7. 北電が主張する「120万年前の岩内層」の見直しと、「敷地内の11条の断層は後期更新世以降の活動は認められない」は認識の誤りで原発は新規基準が示す、将来活動する可能性がある断層の近くに建てられたことになるがいかがか。

8. 防潮堤だけではなく、重要な施設も含めて液状化対策を進めて調べる必要があるのでは。

9. 補助ボイラー建屋等の重要な建屋は、掘削岩砕の埋め立て地に建っているのでは。

10. 1、2号機、3号機の純水タンクの設置方法は。

11. 貯水タンク耐震はどの程度の基準で確保されているのか。

12. 福島原発の教訓からスロッシング対策等は行われているのか。

13. 溢水防止壁は安全対策上重要な施設だが液状化対策は施工されているのか。

14. 安全上重要な施設も地震などにより液状化で機能を発揮できないのではないか。

15. 北電の新規制基準対応への指摘を町としてどのように考えているのか所見を伺う。

■町長■

1. 我が国におけるエネルギー政策上の位置づけなども踏まえながら、国及び電力事業者において判断すべきと考える。

2. 電力事業者として、種々の事情を踏まえた中で、決定したものと考えており、町として要因を分析したことはない。

既設火力発電設備の経年化への対応、燃料種の多様化による供給安定性、電源の分散化による電力の安定供給の確保に繋げる計画とのことである。

3. 火力発電所の老朽化が進む中、将来的には下方修正される可能性も

あり、十分な供給予備力がある状況にはないとのことである。

4. 我が国におけるエネルギー政策上の位置づけなども踏まえながら、国及び電力事業者において判断すべきと考える。

5. 規制委員会の指摘は「積丹半島西岸の地形地質・地質構造において、地形については地震性隆起であるということを確認することは難しいと考え、データを総合的に判断して、今後は積丹半島西岸沖に活断層を仮定する方向で審議していきたい。」とのことであり、町としては、泊発電所の安全性をより一層高める観点から指摘したものと受け止めている。

6. 7. 規制委員会の指摘は、科学的、専門的な知見から、新規規制基準の適合性審査会合において議論されるものと認識しており、町としては判断できない。

8. 防潮堤以外の調査についても規制委員会の指摘等を踏まえ、電力事業者が判断すべきものと認識している。

9. 建屋は、岩盤支持若しくは岩盤に設置された構造物の上に設置され、純水タンク8基は、岩盤支持若しくは掘削岩砕による埋め立て地に設置しているとのことである。

10. コンクリート基礎上にJIS規格のタンクを設置しているとのことである。

11. 設計震度0.24以上の耐力を有するよう設計しているとのことである。

12. 2次系純水タンクについては、スロッシング対策は実施していないとのことである。

13. 14. 溢水防止壁は、岩盤支持の構造物の上に設置され、耐震上重要な建屋、設備等については、

今後、規制委員会で審査されていくものと考えているとのことである。

15. 原子力発電所においては、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させることは当然のことであり、規制委員会の指摘については、泊発電所の安全性をより一層高める観点から指摘したものと受け止めている。

■再質問■

1. 規制委員会の指摘は、北電の主張に業を煮やした規制委員会が新たにやり直しを求めたことだと思いが、町長はそうは思わないのか。

2. 重要な建屋は、掘削岩砕で埋め立てられたところに建っているのかは、町として液状化が心配されている中で、確認できないものか。また、構築物は掘削岩砕の上に建てられているのでは。スロッシング対策を実施しなくても安全ということか。

■町長■
1. 泊発電所の安全性をより一層高める観点から指摘したものと受け止めている。

2. 耐震上重要な建屋、設備等については、規制委員会で審査されていくものと考え、町として確認する予定はない。

建屋は、岩盤支持若しくは岩盤に設置された構造物の上に設置され、純水タンク8基は、岩盤支持若しくは掘削岩砕による埋め立て地に設置しているとのことである。

日本工業規格の鋼鉄製石油貯蔵タンクの構造に準拠し、スロッシングにより溢水することは想定していないとのことである。

■再々質問■

再稼働ありきの原発依存をやめ、再生エネルギー資源活用を町として北電に提言すべきではないか。

■町長■
我が国におけるエネルギー政策上の位置づけなども踏まえながら、国及び電力事業者において判断すべきと考える。



岩内町における国民健康保険制度について

■質問■

2018年度に国民健康保険の運営主体が町から道へ移管する。

道国保運営協議会は、

保険料(料)の激変緩和措置として6年間の財政支援を行い、保険料の上がる率を2%以内に抑える方針が示され、道による仮算定が公表され、町による独自の分析や評価もはじまったことから次のことを伺う。

1. 道が公表した1回目と2回目の仮算定の違いは。
2. 所得200万円未満の夫婦二人とした場合、国保料は1回目、2回目の仮算定ではいくらになるのか。

3. 収入が多いと現行より下がり、低いと上がるという報告があるが、町ではどのような傾向になるか。

4. 町として、道の一般会計からの法定外繰り入れ禁止には、どのような対応を考えているか。

5. 町において、1980年代の国保会計に占める国庫負担金の割合は。

6. 2016年度の国保会計に占める国庫負担金の割合は。

7. 2016年度で所得200万円未満の夫婦二人の場合の所得に占める国保料の割合は。

8. 国庫負担金の引き上げへの働きかけは。

9. 町では妊婦健診にかかる費用や交通費の補助や岩内協会病院への財政支援は国保事業費納付金等の減額へ反映されるのか。

10. 町の人口に占める国保の加入者割合は。

11. 加入者の職業別の割合は。

12. 国保料の滞納の主な理由や原因は。

国保料の都道府県化により町と国保加入者の負担増が6年後から予想されることから次のことを伺う。

13. 町として国と北海道へ要請することは。

14. 国保料の住民負担の軽減策は。

15. 子育て世帯への国保料の負担軽減策は。

16. 医療格差是正のためには。

17. 団塊世代が後期高齢者となるまでに準備することは。

18. 予防医学の推進のための課題や今後することとは。

19. 地域医療充実のための方針や課題は。

■町長■

1. 道は、これまで2回の仮算定を実施し、標準的な収納率を第1回目では、平成26年度と平成27年度の実績値のいずれかの高い方を設定し、第2回目では、平成25年度から平成27年度までの実績値の3力年の平均値に設定したほか、前期高齢者交付金などの清算金を、第1回目では、北海道全体で算定したのに対し、第2回目では、市町村毎の算定に変更し仮算定したものとなっている。

2. 昨年11月、道が公表したモデル世帯の保険料の試算では、町は378,100円と試算

3. 保険料は、道の場合、所得水準が全国平均よりも低くなっており、応能と応益のバランスから全道平均よりも所得水準が高い加入者が多い自治体では、相対的に保険料が上昇する傾向にあり、町の場合、全道平均よりも所得水準が低い状況から、現時点において、試算のため道が用いている保険料率の設定による仮算定は、現行の保険料よりも低く試算されていると認識している。

4. 納付金制度の導入により、全道の国民健康保険加入者が支え合う仕組みとなるが、保険料の平準化を進めることが必要となることから具体的には、収納率の向上、医療費適正化の取組が重要であると考える。

5. 昭和58年度の国保会計歳入に占める国庫負担金の割合は、

53.23%で、この年をピークに、平成元年度では35.35%、平成28年度では、15.97%となっている。

6. 昨年11月、道が公表した現行保険料率によるモデル保険料では、389,900円で、所得200万円に占める国保料の割合は、19.5%となる。

7. 昨年11月、道が公表した現行保険料率によるモデル保険料では、389,900円で、所得200万円に占める国保料の割合は、19.5%となる。

8. 都道府県単位化となる新たな制度に伴って発生する各種経費や、国保の財政基盤の強化を図るために、国の責任において関係予算の所要額を確保し、十分な財政措置を講ずるよう後志総合開発期成会や北海道町村会などを通じ、道及び国に対し要請している。

9. 特定健康診査など国民健康保険事業として実施される事業に対しては、特定健康診査・保健指導国庫負担金に反映されるが、町独自で実施している妊婦検診に係る交

2. 昨年11月、道が公表したモデル世帯の保険料の試算では、町は378,100円と試算

5. 昭和58年度の国保会計歳入に占める国庫負担金の割合は、

通費助成や岩内協会病院に対する財政支援については、国民健康保険制度としては、反映されないものと考えている。

10. 本年5月31日現在、人口13,059人、国民健康保険被保険者数は、2,779人で、21.28%となる。

11. 国民健康保険に加入の職業の割合については把握していないが、全道的な傾向として、水産業や自営業者などの加入割合が減少する一方で、年金受給者や非正規労働者などの割合が増加しているものと認識している。

12. 国民健康保険税の滞納状況を調査すると、現年度課税分における新規滞納者のうち、所得階層100万円未満の方々が54%と過半数を占めている状況から、町としては、国保税の軽減判定における申告書の未提出や納税意識の低さ、さらには最後の納期が年度末と

なり、国保税を納め忘れていた方への連絡などの「滞納整理期間」が短いことにより、滞納が発生していることなどが、原因として考えられる。

14. 15. 物価上昇の影響による軽減対象者が縮小しないよう、経済動向を踏まえ、平成26年度より4年連続で軽減判定所得の基準引き上げを実施している。

また、子育て世帯の負担軽減策は、国保税の負担軽減策としては実施していないが、乳幼児医療費助成事業における通院費の助成として小学校6年生まで拡大している。

16. 19. 地域医療を取り巻く環境は、厳しさを増す一方で、町においても、医療制度改革に伴う各種の見直しや岩内協会病院の常勤医師が不足している状況など、都市部との医療格差が広がっていること認識している。

このことは、全国的な傾向でもあり、町単独での医療格差是正は極めて

厳しい状況と考えるが、これまでも地域住民の安心を確保するため、救急医療と小児医療の診療体制を維持するため、岩宇3町村と連携し岩内協会病院に対し財政支援を行い、診療体制を維持、格差拡大防止に努めているところである。

また、地域住民の方々が自ら健康意識を高め、特定健康診査の早期受診や早期治療の勧奨を行い、医療費適正化の取組を進めているところである。

17. 団塊世代の方々が、2025年頃に75歳に到達することで、介護職員の人材不足や介護施設等の不足、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」や「認知症患者」の増加、さらには社会保障費の増加など、様々な問題が浮上するものと推察される。

これらの問題は、一自治体で解決できる問題ではなく国が先頭に立ち、各種予防対策の充実や少子化問題など、早急に対

応していかねばならないものと考えている。

18. 予防医学の推進を図るには、「病気になる前に予防する」ことが大前提で、将来、起こりえる病気を若い世代から予防するという自主意識を高め、生活習慣病の予防や社会生活を営むための必要な機能の維持を図るため、本年3月に策定した「データヘルス計画」に基づいた、生活習慣病対策や重症化予防等の保健事業の実施、各種検診の受診勧奨を積極的に進める。

■再質問■
国民健康保険制度について、水産業者や自営業者の加入割合が減少し、年金受給者や非正規労働者などの割合が増加していることすれば、国民健康保険加入者が支え合う仕組みそのものが、問題になるのでは。

■町長■

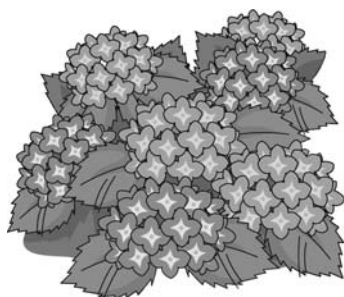
この度の新たな国民健康保険制度の都道府県単位化については、国の財政支援に加え、国民健康保険加入者が、相互に支えあう範囲を各都道府県に広げ、被保険者の負担能力に応じた、保険料水準の統一を目指し、安定的かつ継続的な国民健康保険制度の運営を行うための改正であると認識している。

■再々質問■

適応範囲を広げ、払える国保税とし、収納率を上げていくことが自治体として求められているのでは。

■町長■

国民健康保険税の考え方については、今後、道が示す納付金の算定に合わせ、当町の収納率等も加味したうえで、適正な国民健康保険税率を設定する。



「特別徴収税額の決定通知」

(通知書)への個人番号記載について

■質問■

2016年1月から個人番号カードが交付になりましたが、マイナンバーについて次のことを伺う。

1. 町のマイナンバー通知カード送付数は。
2. 町のマイナンバー通知が届かない住民数は。
3. 町のマイナンバーカード交付数は、取得率は何%か。
4. 誤配送による個人番号の露呈や配送による不備はあったのか。
5. 介護保険や国民健康保険、生活保護・児童手当などの福祉の給付確定申告などの手続きで、マイナンバーを記載をしない住民数は。

6. マイナンバー制度により手続きなどの事務効率は上がったのか。

7. マイナンバー記載拒否の住民への対応は。

8. 個人番号の提供は個人の自由であり、本人の意思との認識と考えるが所見を。

9. 町を含め個人情報管理する組織として特定個人情報保護委員会が2014年1月に設置されているが委員会は何回どのような内容で行われたのか。

10. 行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律施行令では行政機関の長が特定個人情報ファイルを保する前に特定個人情報保護委員会会則で定めるところにより評

価した結果を公示し、広く国民の意見を求めるとあるがこの手続きは行ったのか。

11. 特定個人情報ファイルの取り扱いについて特定個人情報保護委員会の承認を受けるとなっているがいつ承認を受けたのか。

12. 行政機関の長は評価書について承認を受けたとき、速やかに公表するとあるが、公表は行われたのか。

13. 特定個人情報を扱う事業者は、町税等を特別徴収をし町へ納入。町は従業員の税額が記された通知書を事業者へ郵送しているが、送付した事業所数は。

14. 総務省は、マイナンバー制度で通知書に従業員の個人番号を記載し送付するよう町に指示しているが、指導を受けた町は個人番号を通知書に記載しているのか。

15. 記載したくない従業員の権利が著しく侵害されるのではないのか。

また、町が特定個人情報のみだりに第三者に提供することは、個人の人格的な権利利益を著しく侵害するとの指摘もあるがどのように考えるのか。

16. 事業者への送付で配達先の間違いはなかったのか。

17. 町は事業者に個人番号情報管理をどのように指導しているのか。

18. 安全管理措置を講じることが大変な事業者に対して、個人番号を記載された通知書を送付することは過重な負担を強いる上に情報漏洩の危険性を高めることになるのではないのか。

19. 番号記載が事務処理上不可欠でなければ、町として個人情報漏洩を防ぐためにも記載しないという選択をするべきではないのか。

20. 特別徴収税額の決定通知の個人番号記載は事業者にとって過重な負担を強いる上に情報漏洩の危険性を高めることになり、記載すべきで無いと考えらるが所見を。

■町長■

1. マイナンバー通知カードは、平成27年11月より地方公共団体情報システム機構から世帯ごとを送付され、現在も出生などがあつた場合に随時送付されており、住民基本台帳データ数で、5月末現在13,636名分となっている。

2. 通知カードの未送達は、町に返戻されるが、開封できないので人数の確認ができず、世帯数となるが、5月末で38世帯である。

3. 5月15日現在で、交付枚数は1,050枚、取得率7.8%となっている。

4. カード誤送による個人番号露呈や配送の不備は、現在まで確認されていない。

5. 介護・国保・生保・児童手当などの事務では、これまで個人番号が記載されなかったケースはない。

確定申告では、個人番号が記載されずに倶知安税務署へ引き継ぎしたものはあつたが件数は把握していない。

6. 情報提供ネットワークシステムシステムの運用開始は、本年7月以降に予定されている。

転入者等に係る照会事務は、その時期に合わせて本格化するものと考えており、住民の方々の負担軽減と併せて、事務の効率化も期待できると考えている。

7. 介護・国保等の手続きで、そうしたケースはない。

確定申告では、「マイナンバーを提示しない旨の文書」が出されたため、それを添付し俱知安税務署へ引き継ぎをした。

8. 町としては、制度への理解を深めていただくよう、周知徹底及び番号を利用する際の不安解消や混乱防止に努め、安心・安全な制度運用の実現と町民の皆様の利便性向上のため、制度に基づき適切に対応することが地方自治体の責務と考

える。

9. 委員会の開催結果や内容等は通知されておらず、会議の開催回数等については把握できていないが、委員会が運営するホームページにおいて、開催回数等を確認することは可能であり、平成28年度は30回開催されていると認識している。

10. 本町は「基礎項目評価」のみであり、公示及び国民の意見を求めることが必要な「全項目評価」とは手続き方法に差違がある。

町としては、基礎項目評価書の手続きに関する法律等に基づき、評価書の提出及び公表の手続きを行っている。

11. 12. 本町の個人番号利用事務は「基礎項目評価」のみであり、特定個人情報保護委員会からの承認手続きを経ることなく公表することとなっている。

基礎項目評価書の公表は、「マイナンバー保護評価ウェブ」での公表と町ホームページにて行っている。

13. 平成29年度課税分で、特別徴収税額決定通知書を送付した事業所数は437事業所である。

14. 15. 平成27年10月の地方税法施行規則の改正により、平成29年度以降、町との正確な個人番

号の共有を目的に、従業員の各月の税額を通知する「特別徴収税額決定通知書」に従業員の個人番号を記載するとされ、町としても、法の規定に基づき個人番号を記載して通知するものとしている。

また、個人番号利用事務実施者の町が、個人番号関係事務実施者の事業者へ、その事務に必要な限度で特定個人情報提供する場合、本人が事業者へ個人番号を提供したか否かは要件としないこと総務省より示されているため、特別徴収税額決定通知書には全て個人番号を記載するものとしている。

16. 配達先の誤りは確認されていない。

17. 平成29年3月2日付の総務省通知「特別徴収税額決定通知書の送付に関する留意事項」で、特別徴収義務者に対し、個人番号の取扱いについて漏えい防止などの必要な安全管理措置を講じる

ことへの理解と協力を得る必要があることから、特別徴収税額決定通知書の発出時に、個人番号の取扱いについての文書を同封するとの通知があり、町でもその文書を同封して送付した。

18. 20. 特別徴収税額決定通知書は、法の規定に基づき、個人番号利用事務実施者の町から、個人番号関係事務実施者の特別徴収義務者へ従業員個人番号を提供するものであり、特別徴収義務者は、法の規定により、個人番号関係事務実施者として、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないと規定されている。

19. 特別徴収税額決定通知書は、法の規定に基づき、個人番号を記載し特別徴収義務者へ通知するものであり、法の規定により、個人番号を記載しないことは認められないとの総務省通知もあつ

たことから、町としては、公平・公正な税務事務を、法の規定に基づき執行する。

■再質問■

1. マイナンバーの発行も1,050枚、7.8%ですが、今後の発行の推計は。

2. 利便性というが、町民は便利とは思っていないのでは。

3. 町長は法の規定によりと強調するが、記載がない場合の罰則規定は税法上設けられていない。

法の規定ではないのならば、町が記載しなくてもよいのでは。

4. 町が個人番号を書いた場合は、本人の同意は要件としていないは、個人の人格的な権利、利益を著しく侵害することになるのでは。

5. 事業者への通知書の発出時に取扱い文書の同封だけで、個人番号の情報管理と考えるのか。

■町長■

1. 本年7月以降に予定される、地方自治体間の情報連携により、マイナンバーカードの利便性が本格化すると考えることから、発行枚数は今後増加すると考えるが、その具体的な枚数は、町として推計するには至っていない。

2. 7月に予定されている情報ネットワークシステムの自治体連携によつて、添付書類の省略による行政手続きの簡素化などが進み、制度の目的の1つである国民の「利便性の向上」が図られるものと考えられる。

3. 税制度における個人番号の取扱いは、番号法および地方税法施行規則等にて定められており、特別徴収税額決定通知書へ個人番号を記載しないことは法の規定によ

り認められないとの総務省通知もあったことから、罰則の有無にかかわらず、法に基づき適正に執行するのが自治体の責務である。

4. 個人番号利用事務実施者の町が、個人番号関係事務実施者の事業者へ、個人番号を含む特定個人情報を提供する場合、本人が事業者へ個人番号を提供したか否かは要件としないと総務省より示されており、これに基づき、記載して通知した。

5. 特別徴収事業者は、個人番号の取扱いについて、漏えい防止などの必要な安全管理措置を講じることとされており、総務省の通知に基づき、町においても適切な個人番号管理の指導は必要と考えていることから、個人番号の取り扱いについての文書を同封した。

■再々質問■

内閣府、国税庁、厚生労働省との省庁交渉では、番号の記載がなくとも書類を受け取り、不利益を与えないとしている。

■町長■
番号法第5条で「地方公共団体は基本理念のつとより個人番号その他の特定個人情報の取り扱いの適性を確保するため必要な措置を講ずること」とされており、税制度における個人番号の取扱いについても、地方税法施行規則並びに総務省通知に基づき、適正に執行する。

岩内町の子育て支援の取りくみについて

■質問■

道と北大が共同で行った子ども貧困に関する全道実態調査の調査対象地域として、後志管内では岩内町と蘭越町が選ばれています。

■町長■
年収100万円以上200万円未満の世帯では4割近くの子どもが学校の授業について「わからない」と答え、3割が進学について「高校まで」と回答。親の経済状況が子ども学習の習熟度や進学に影響している傾向が判明。

そこで岩内町について伺う。

1. この調査での特徴は。

2. 保護者の経済的な面で積極的に応援できることは。

高校生に対する奨学金について

9. 進学への援助に貸与の奨学金制度はありませんが、今年度の利用状況は。

10. 奨学金の申し込みが4月になっていて、利用しやすい制度にすべきでは。

給食費について

11. 小、中学校で、道内で無償化を行っている自治体と管内での支援町村とその内容は。

12. 町が無償化するには、小・中学校でいくらの予算が必要か、また、子育て支援施策として取り組む考えは。

13. 子育て支援のひとつとして高校生に対して、修学旅行への費用援助もあると思うが。

14. 国の子ども貧困率16.3%、道は19.7%、町の子どもの貧困率は。

15. 町民が貧困から少しでも早く抜け出せるように、さまざまな取組をしていく考えは。

■町長■

1. 北海道子どもの生活実態調査は、北海道全体の集計のみを行うもので、現時点で、岩内町の特徴の把握は困難な状況となっている。

2. 福祉灯油購入助成事業や乳幼児等医療費助成事業などの継続実施、生活就労サポートセンターによる相談支援事業の活用を図りながら、北海道子どもの貧困対策推進計画による具体的施策が示された段階で、連携・協力可能な事業の実施を検討したいと考えている。

11. 道内の自治体の状況は、公式に集計・公表された情報等がない

め、把握していない。

後志管内は、確認ができていない範囲で、児童・生徒全員の全額無償化が2町村、半額無償化が1町村、第二子以降などの無償化が3町村となっている。

12. 13. 15. 給食費が無料の児童・生徒を除いた全員を全額無償化した場合、小学校で、年額約1千820万円、中学校で、年額約1千90万円、小・中学校合計で、年額約2千910万円となる。

給食費の無償化の取り組み、高校生の修学旅行への費用援助、子どもの貧困対策の様々な取り組みの考えは、2項めで述べたとおり、道の具体的施策が示された段階で、連携・協力可能な事業の実施を検討したいと考えている。

14. 子どもの貧困率は、国全体の平均値が公表されており、本町について算定された数値はない。

■教育長

3. 生きる力と自己有用感を育むとともに個々の能力を伸ばすことを基本方針として、教育体制の充実に努めている。義務教育を通じた指導体制の確立や小中で統一した指導ができる学校体制、保護者が家庭教育を推進することのできる教育環境の構築など多くの課題がある。各種調査から児童生徒の成果と課題を把握するとともに、教員定数加配や学習支援員の配置による個に応じたきめ細かな指導や習熟度別授業、放課後や長期休業中の補足的な学習などを実施し、習熟度の向上に努める。

4. 5. 5月31日時点の要保護は、54名で6. 4%、準要保護は、203名で24.2%です。

6. 準要保護世帯の収入認定額は、国が実施した生活保護基準の引き下げに伴う影響が生じないよう認定基準を引き上げ、児童生徒が安心して

就学できるよう努めてきた。これ以上の拡大については、現在のところ考えていない。

7. 8. 給食費や修学旅行に対する負担軽減の取り組みは、現在のところ行っていない。

9. 10. 29年度の利用者は短大生1名で、高校生での利用はない。こうした状況の中、現行制度の見直しを含め、奨学金制度のあり方について検討する。

■再質問

1. 岩内町の奨学金のここ数年の利用状況について。

2. 奨学金の給付も含めて制度設計の見直しが必要ですが、いつまでに見直しをするのか。

■教育長
1. 奨学金の過去3年間の利用状況といたしましては、平成26年度は3名、平成27年度は1名、平成28年度は1名です。

2. 奨学金制度の見直しは、国が始めた、給付型奨学金の状況を注視し、他の自治体の例などを参考に、平成30年度の制度構築を目的に、検討を進める。

一般質問の全文は、町のホームページ内「議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP : <http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>

議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、当日の朝の防災行政無線でお知らせします。

手続きは、受付名簿に名前・住所・年齢を記入するだけです。

齊藤 雅子 議員（公明党）

「都市鉱山」から

東京五輪・パラリンピック

メダル製作の推進を



中学生を対象とした

ピロリ菌検査の

助成について

■質 問■
携帯電話やパソコン等の小型家電は金や銀などの金属を豊富に含んでいることから「都市鉱山」と呼ばれている。

2020年東京五輪・パラリンピックの組織委員会は東京大会に必要な約5,000個のメダルを再生金属で賄う方針で、製作には金が10キログラム、銀が1,230キログラム、銅が736キログラムの2トンが必要で製造工程でのロスを含め約8トンが必要といわれている。

対象製品は携帯電話、パソコン、電気カミソリ等100品目を超える。

本町においても町民が持参した携帯電話やパソコン等が五輪選手のメダルになると思うと、うれしくて自分も東京大会に

参加し、お役に立てた事で忘れられないオリンピックになるのではと思う。

■町 長■
2020年オリンピック・パラリンピック東京大会組織委員会は、使用済小型家電から抽出される貴金属で、メダル製作するプロジェクトを本年4月スタートさせている。

町のプロジェクト参加は、3月に環境大臣より依頼があったが、対象にディスプレイなどの大型のものや、数百の品目と

なることから、設置場所及び保管場所の確保など、管理面で問題があるため、困難と判断し参加を保留していた。

その後、5月末に、環境省より携帯電話専用の小型ボックス設置の協力要請があり、この取り組みでは1箱がいつばいになり次第、宅配により業者に引き渡せるため、町の負担も最小限で管理の問題も解消されることから、プロジェクトへの参加が可能と判断している。

したがって、町としては、オリンピック・パラリンピックへの協力のみならず、循環型社会構築への理解促進にも資することから、回収ボックスを役場内に設置できるように検討を進めており、こ

れらが整い次第、回収を開始して、プロジェクトに協力する。

■再質問■

町の多くの皆さんのご協力を得るため、周知徹底をどのように取り組むのか。

■町 長■

メダルプロジェクトの周知方法については、町が都市鉱山メダル連携委員会に申し込みした後、住民広報資料が提供されることから、これを元に広報・防災行政無線・町ホームページにより積極的に周知する。

■質 問■

胃がんは日本人の罹患率が最も高く死亡数は肺がん大腸がんに次いで多く年間約5万人が亡くなっている。

1983年にピロリ菌が発見され最も有効な胃がん予防対策としてピロリ菌の検査と除菌治療が行われるようになった。

2013年にピロリ菌除菌が世界初の保険適用になって以降、除菌する人が増加している。本町でも現在「ピロリ菌検査」が導入されているが、これからは特に若い段階で

の早期発見や除菌が重要で中学生は内視鏡などを使わずに投薬だけで除菌でき、この時期に行う事で体への負担や費用が軽減できると考えられる。

今、中学生や高校生を対象としたピロリ菌検査と除菌への公費助成事業が全道各地で広がりをみせている。

現在7市22町村が、そして後志では京極町、積丹町、倶知安町が公費助成となった。

そこで希望する中学生が検査を受けられる環境づくりが重要と考えるが

本町でも是非、公費助成の取り組みができないか。

■町長■

中学生を対象としたピロリ菌検査は、一般的には学校健診の尿を用いて検査し、陽性の場合には二次検査を行い、除菌を勧めることになる。

未成年者に対する費用は、全て自己負担となるため、一部市町村において、費用の一部又は全額を助成している。

検査には、胃炎や胃がんになることを予防できる、自分の子どもに感染させることを防ぐ、という利点があるが、本人・保護者の理解、抗菌剤の副作用、学業への影響も懸念され、保護者、医師会、学校医、教育委員会、学校現場との十分な相談、協力体制の構築が必要と考える。

検査への助成は、公費負担の範囲、検査や除菌治療を行う機関の体制、副作用が生じた場合の対応など、関係者の共通理解と課題解決を図りなが

ら、町における健康推進や疾病予防等の全体の事業バランスを勘案しながら、検討すべき事項であると考えている。

■再質問■

ピロリ菌除菌に用いる薬の適用年齢は中学2年生が検査の対象になると聞いています。

道内の自治体のほとんどが2年生を対象に行っている。

町の中学2年生は4月30日現在で91人と聞いている。希望者というところで任意ですが、91人が対象なら、莫大な費用がかかるとは思えない。

ピロリ菌検査を通じて、癌に対する正しい知識を持ち、生活習慣の向上につながると思う。

医師会やPTAの関係といるところがあると思うが、できる限り、ピロリ菌検査の助成に取り組ぶよう要望する。

量水器(水道メーター器)の取り扱いについて

■質問■

1. 各家庭に取り付けられている量水器、いわゆる水道メーター器は有効期間が8年であり、その使用済みの量水器(水道メーター器)の取り扱いについて町ではどのようにしているのか。

2. 近年、岡山市や福山市など道外の自治体では平成25年に施行された障害者優先調達推進法に基づき、障がい者の就労機会の拡大を支援する目的で福祉事業所へ分解、分別作業を委託し社会貢献の施策として実施する自治体が増えていると聞いている。

道内でも土別市などが取り組んでいて破棄水道メーター器の分解、分別作業の委託を通じ水道事業の社会貢献の施策として障がい者の就労機会拡大などの支援を推進して

いる。

そこで障がい者の就労の場を適切に確保されるよう支援し、安心して暮らせる町づくりを目指す本町でも、こうした取り組みが実施できないか。

■町長■

1. 水道メーター器は、計量法により使用期限は8年間と定められており、使用期限の切れた水道メーター器は、コスト的に有利な量水器製作会社で処分してきたが、ここ数年のリサイクルへの機運の高まりと市場の拡大などから有価物としての売却を検討しており、一定量を確保するため浄水場で保管している。

2. 水道事業は、企業の経済性を発揮する観点から、双方に利益があると判断できる場合には取

り組みが可能である。現状において障害者施設の受け入れ体制や事業の採算性などにより、早急な対応は困難であると考えているが、障害者優先調達推進法の趣旨も踏まえ、総合的な見地から、処分等に関わる社会情勢の変化を注視していきたい。

■再質問■

請け負う福祉事業所が作業場所、内容を踏まえて受けられるか、町としてはコスト面などもある。

水道メーター器の交換はずっと続く、障害者優先調達推進法では率先して障がい者の就労支援に取り組むとされており、水道事業の社会貢献という観点からも取り組んでいただきたい。

また、人口減になり水道事業会計は大変かと思うが、取り組むよう要望する。



本間 勝 美 議員 (志政クラブ)

発達障害者支援法の

改正について



■質 問■

平成17年に施行された発達障害者支援法ができるまで、知的障がいを伴わない発達障がいには、障害だと認められませんでした。

在、通級による指導を受けている児童生徒は、全国で98,311人で5年前と比較すると、約30,000人と急激な増加傾向にある。

今後においても発達障

報を共有し相談活動を行った事例は。

3. 平成28年度の発達障がいに関する相談件数は。

窓口は。

札幌市にある発達障害者支援センターにつなげた事例は。

が、地域の多様な受け皿を整備していく事が重要なことから次のことを伺う。

1. 本町における発達障がい児の推移について、平成27年度と平成28年度は。

2. 早期発見のために任意に実施されている5歳児健診における健診体制は。

健診によって、保護者が障がいに気づき、保護者と保健師・保育士が情

報を共有し相談活動を行った事例は。

5. 児童発達支援センターを設立し各部署が単独ではなく1か所での支援体制は。

6. 発達障がい児は、義務教育終了後、高等養護学校などに進み、就労先がない場合グループホーム等に入り就労支援A型やB型に所属し、生まれ育った町に居住したいと願っておりますが、町内にA型、B型の事業所はありますか。

4. 町における過去3カ年の通級指導の児童は何名か。

発達障がい児は含まれるか。

通級指導教諭は、特別支援学校教諭免許状を持つているか。

中学校での通級教室開設の考えは。

断された児童数が、平成27年度17名で、受診者全体の17.2%、平成28年度21名で、受診者全体の24.7%となっている。

また、健診で保護者が発達の違いに気づいた場合は、保育士と保健師、保護者が、幼児の発達の状態を共有し、保護者等が最も相談しやすい機関で、個々のケースに沿った対応をしている。

2. 本町で5歳児健診は行っていない。

3. 相談件数の正確な把握には至っていない。

1歳6か月児健診と3歳児健診においては、幼児の発達度合のよりの確な把握のため、問診項目を見直し、保護者自身が発達についての振り返りができるよう、工夫と改善を行っている。

健診は、小児科医師、保健師、栄養士、保育士が従事し、気になることや、保護者が不安等を抱いている場合には、保健師等の健診や訪問での継続した支援や、専門機関での児童・教育相談

1. 乳幼児期には、発達障がいの疑いがある場合でも、確定診断に至らないケースも多くあり、発達障がい児数の正確な把握は難しい。

参考数値となるが、3歳児健診で経過観察と判

発達障害者支援センターにつなげた事例は、把握していない。

平成28年5月1日現

5. 児童発達支援センターの設置は、障がいを持つ児童・家族への、よりスムーズな支援が期待されるが、新たな医師などの人員確保、医務室等の整備が必要など、検討すべき課題も多く、現時点で具体的な検討の段階には至っていないが、町を中心として関係機関等との連携を高めるなど、引き続き障がいを持つ児童や家族の目線に沿った支援に努めたい。

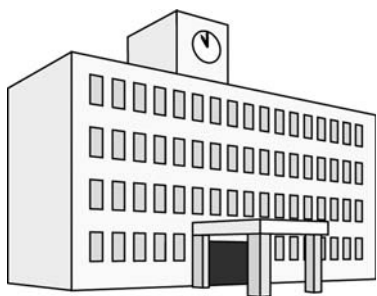
6. 就労継続支援A型は、B型が1事業所となっている。

■教育長■
4. 軽度な言語障害を有する子ども達に指導を行い、コミュニケーション能力の向上などに努める教室で、在籍者数は、26年度で7名、27年度で10名、28年度で12名となっており、発達障がいの有無についての確認は行っていない。

担当の教諭には、免許状保有を義務付ける規定などはないことから、免

許状を保有していないが、各種研修により資質能力の向上に努めている。

中学校での通級指導教室の開設については、必要とする生徒が、学習や生活を円滑に行うための環境整備に加え、教職員の確保など多くの課題が考えられる。こうしたことから、対象となる生徒が能力を伸ばす指導の充実に努めるとともに、通級指導教室の開設について慎重に検討する。



岩内町民体育館・岩内町地域交流センターの

活用法について

■質問■

中央小学校の校舎及び

体育館を地域交流センター・町民体育館として平成27年1月に開館した。町民体育館は、町民の健全な心身の発達と体育・スポーツの普及振興及び各種行事の開催の場、地域交流センターは、町民が交流や学習、文化活動、福祉増進の場として使用されている。

健康づくりから、手軽に運動ができる整備を検討してほしいとの声も聴いていることから町民体育館について伺う。

1. 平成27・28年度の利用状況は。

2. 災害時の避難所として耐震化は済んでいると思いますが、天井、照明、器具、バスケットゴール、ガラス、カーテン、

外壁など非構造部材の耐震の状況は。

3. 避難所として活用する場合の食事対策は、

宿泊する場合は、どのようになっているのか。避難者数は、何名ぐらいを想定しているのか。

地域交流センターについて

4. 平成27・28年度の利用状況は。

5. 災害時の宿泊簡易ベッドの設置は。

避難所としての利用のほか、合宿等の宿泊にも活用できるのでは。

6. 近隣の町では、ラッキングマシン、アットライトサイクル、チェストプレス、レックプレスなど器具が常備され手

軽に運動ができるようになってきているが、設置計画は。

7. ウォーキングロードとして、地域交流センターの廊下を改良できないか。

例えば、体育館から階段を昇り、2階廊下を往復するなどの考えは。

3. 町民体育館の食事の対策は、他の避難所と同様に、避難者が持参した非常食に加え、町で備蓄している保存食品や災害協定により供給される食料を活用して、食事を提供する。宿泊する場合の態勢は、避難者が持参した寝具に加え、町で備蓄しているロールカーペットや毛布、アルミ製簡易ブランケットなどを配布する。なお、避難者数は、983名を想定している。

4. 地域交流センターの利用者数は、平成27年度では11,837人、平成28年度では、15,224人となっている。

5. 地域交流センターは、災害が発生した場合には、避難者を収容するため、常設のベッドの設置は考えておらず、ベッドが必要な要配慮者に対しては、町が備蓄している簡易ベッドを配備し対応する。また、各種スポーツ大会や合宿等での宿泊施設としての利用は、本施設が小学校を用途変更しているため、施設の構造上、一部の面積や形状が決まっていることから、寝室や浴室などの用途変更には適さない造りで、一定程度の改修を要する宿泊施設への利活用は考えていない。

6. 現時点でトレーニング施設の設置計画等はないが、スポーツ振興や健康増進の観点から必要となった場合には、町民体育館と連携した活用が

見込める地域交流センターが候補の一つになるものと考えている。

7. 地域交流センターの利活用は、一般利用者との共用スペースとなっている廊下の恒常的な利用は想定していないことから、ウォーキングのための廊下の改良は、現時点では考えていない。

また、ウォーキングコースとして2階の廊下等を利用することは、教育委員会のスポーツ推進委員会議で、現在検討されていると伺っており、正式な要請があった際は、2階の未使用の部屋の今後の利用方法を踏まえた中で、施設利用者の意見なども聞きながら、利用可能かどうかを判断したい。

■教育長

1. 町民体育館の利用者数は、個人使用及び学校開放事業等の専用使用を合わせ、平成27年度は20,340人、平成28年度は26,072人となっている。

2. 町民体育館は平成22年度に耐震改修工事を実施。非構造部材に係る耐震対策は実施していないが、国等の支援制度の活用も含め、関連する担当と協議し、検討を進める。

議 会 日 誌

5月 9日	後志総合開発期成会理事会・総会（倶知安町）
10日	社会文教委員会 各派代表者会議
11日	建設産業委員会
12日	総務委員会 岩内港湾振興会定時総会
15日	議会運営委員会
18日	第1回臨時会 南後志法人会定期総会
24日	北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会理事会、総会（小樽市） 北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会理事会、総会（小樽市）
26日	後志総合開発期成会要望運動（小樽市・倶知安町）
31日～6月1日	後志総合開発期成会要望運動（札幌市） 後志総合開発期成会要望運動（東京都）
6月 4日	ニセコ山開き（ニセコ町）
5日	原子力発電所問題特別委員会
6日	社会文教委員会
7日	建設産業委員会
8日	総務委員会
9日	岩内・スラビヤンカ友好協会総会 議会運営委員会
12日	第2回定例会招集
13日	後志町村議会議長会役員会・臨時総会（札幌市） 北海道町村議会議長会定期総会（札幌市）
19日～22日	第2回定例会
22日	商工会議所第67回通常議員総会終了後懇親会
22日	長沼町議会行政視察来庁
29日	建設産業委員会
7月 2日	第39回沖揚げまつり（神恵内村）
4日	北海道町村議会議員研修会（札幌市）
5日	浜中町議会行政視察来庁
11日	後志町村議会議員パークゴルフ大会（赤井川村）
12日	泊発電所監視協議会（札幌市）
15日	第46回群来まつり（泊村）

編 集 後 記

「議会だより137号」をお届けいたします。第2回定例会での一般質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されており、また、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、一般質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見・ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

（議会運営委員会）